

# 基金だより

2011年4月

住友ゴム連合企業年金基金



「生駒高原のポピー」(宮崎県)

謹んで地震災害のお見舞いを申し上げます

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

平成23年度

基金予算のお知らせ

# 年金資産は348億3百万円に

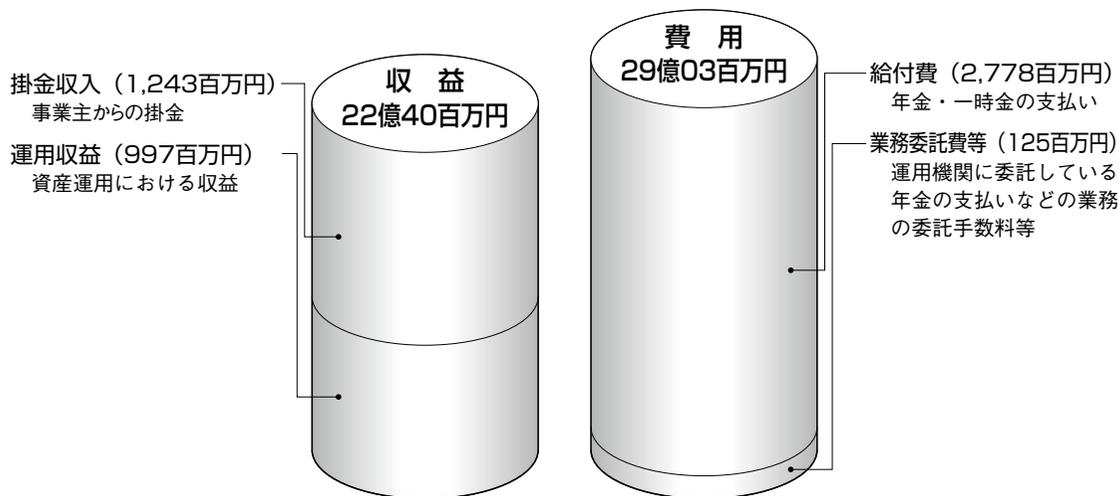
**年金経理**

年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況をみる会計です。

**1年間の収支見込み**

(予定損益計算書・経常収支)

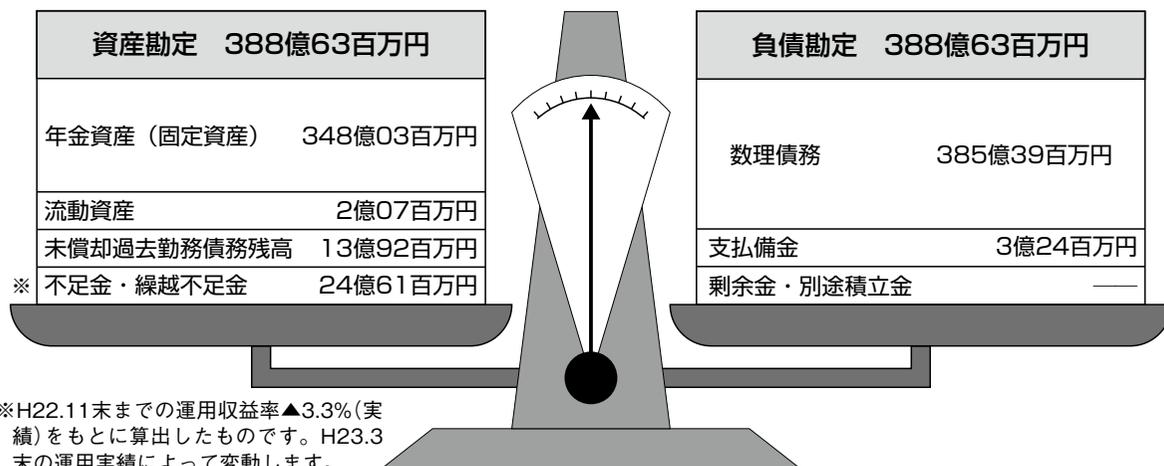
基金の主な収入源である掛金、年金・一時金の支払い、年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。



**財政バランス**

(予定貸借対照表)

将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額（数理債務）と、保有する年金資産とのバランスを予測します。



※H22.11末までの運用収益率▲3.3%(実績)をもとに算出したものです。H23.3末の運用実績によって変動します。

2月28日に開催されました第16回代議員会で、当基金の平成23年度予算が可決・承認されました。その概要をお知らせいたします。

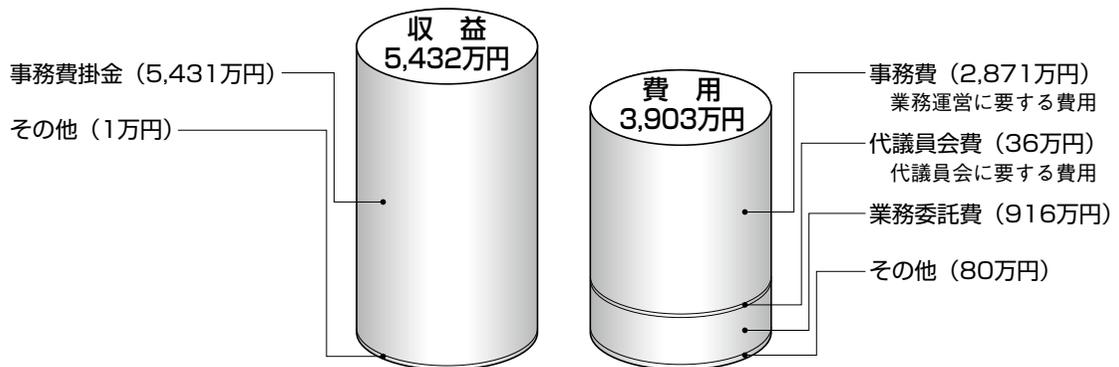


## 業務経理・業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理します。

当基金は、加入事業所からの掛金（事務費掛金）により運営されています。そのため1人当たり月額470円を事業主負担で徴収しています。

尚、平成23年度末（H24.3末）の資産残高は66百万円程度となる見込みです。



## 予算の基礎数値

平成23年度の当基金の予算は、次の基礎数値に基づいて作成しました。

1. 設立事業所数： 29社
2. 加入者数： 9,630人
3. 掛金
 

標準掛金	1,031百万円
特別掛金	212百万円
事務費掛金	54百万円
4. 給付
 

年金給付	1,112百万円
脱退一時金	223百万円
選択一時金	1,291百万円
遺族一時金	152百万円





# 厚生年金に20年以上加入すると、年金が加算される場合があります。

これから60歳を迎える方で、厚生年金の被保険者期間が20年以上あり、なおかつ配偶者がいる等、一定の要件を満たした場合、65歳を過ぎて老齢基礎年金の受給がはじまると「加給年金額」が加算されます。“公的年金の家族手当”ともいわれる加算のしくみをご紹介します。



## 今後、年金受給者になる方で加給年金額が上乘せされるのは65歳から

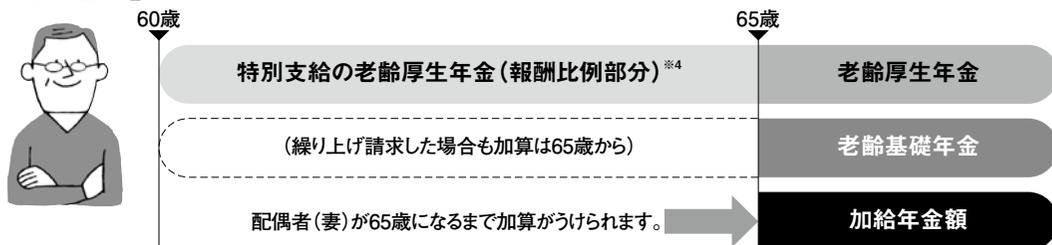
厚生年金保険の加入期間が20年（中高齢の特例に該当する場合は15～19年）以上あり、配偶者※1や子※2がいる方は、老齢基礎年金がうけられる65歳から（60～64歳からうけられる特別支給の老齢厚生年金のうち定額部分がうけられる方はそのときから）「加給年金額」が加算されます※3（下図参照）。なお、加算がはじまった後、配偶者が65歳になって老齢基礎年金を受給するようになったり、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上となり老齢厚生年金を受給するようになった場合等は、「加給年金額」はその時点で打ち切られます。

※1 65歳未満で受給者と生計を共にして、年収が850万円以下の配偶者。

※2 18歳到達年度の末日までの間の子または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

※3 老齢基礎年金の支給開始を繰り上げて60～64歳からうける場合でも「加給年金額」がうけられるのは65歳から。

### ●「加給年金額」の加算イメージ（例：昭和24.4.2～昭和28.4.1生まれの男性年金受給者）



※4 男性は昭和28年（女性は昭和33年）4月2日以降の生まれの方から生年月日に応じて特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始が61～64歳に引き上げられます。

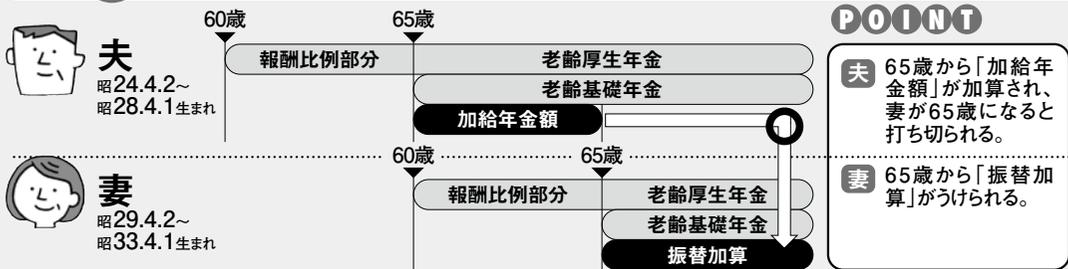
# 配偶者が65歳になると「振替加算」に切りかわります

配偶者が65歳になり自身の老齢基礎年金をうけはじめると、配偶者が昭和41年4月1日以前の生まれであれば、「加給年金額」が打ち切られる代わりに、配偶者の老齢基礎年金に「振替加算」が加算されます※5。なお、「加給年金額」と「振替加算」の支給パターンは夫婦の年齢によって異なります(下図参照)。 ※5 配偶者が老齢基礎年金の支給開始を繰り上げて60~64歳からうけても「振替加算」がうけられるのは65歳から。

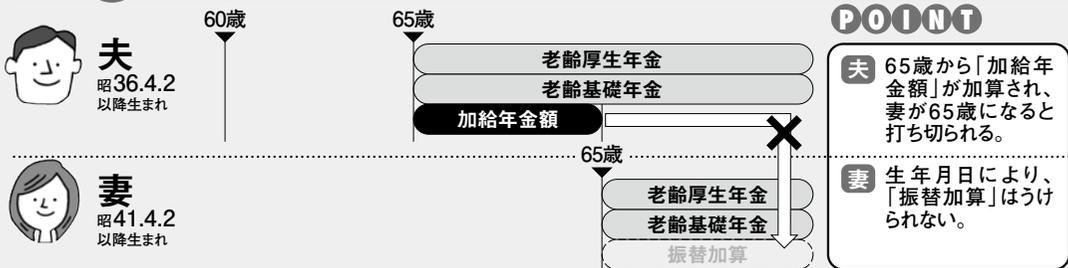
## 「加給年金額」と「振替加算」の関係

ケース1、2は会社員の夫と20年未満の厚生年金保険の被保険者期間をもつ妻の場合、ケース3は会社員の夫と厚生年金保険の被保険者期間をもたない専業主婦の妻の場合で、夫婦は受給資格期間を満たしているものとします。

### ケース1 加給年金額〇⇔振替加算〇

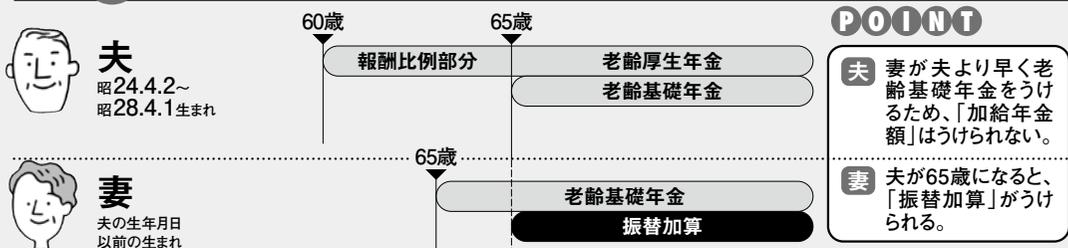


### ケース2 加給年金額〇⇔振替加算✕



ケース1② 夫が老齢厚生年金の裁定請求書を提出するとき、あわせて『老齢厚生年金加給年金額加算開始事由該当届』を、住所地を管轄する年金事務所へ提出します。

### ケース3 加給年金額✕⇔振替加算〇



ケース3 夫が65歳からの老齢厚生年金をうけられるようになったとき、妻が『老齢基礎年金加算開始事由該当届』を、住所地を管轄する年金事務所へ提出します。

ご自身に該当する「加給年金額」「振替加算」については、日本年金機構ねんきんダイヤル(0570-05-1165)、お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」へお問い合わせください。

47万円が  
46万円に

## 年金の受給開始を迎える方・年金受給者の皆さまへ

# 4月から国の在職老齢年金の支給停止基準額が変わりました

60歳以上で在職中の人も、国から年金(在職老齢年金)が受けられますが、年金額\*1や給与\*2に応じて年金額が支給停止されます。支給停止額の算定に用いる基準額は賃金の変動に応じて見直されることになっており、4月から「47万円」が「46万円」に引き下げられました。

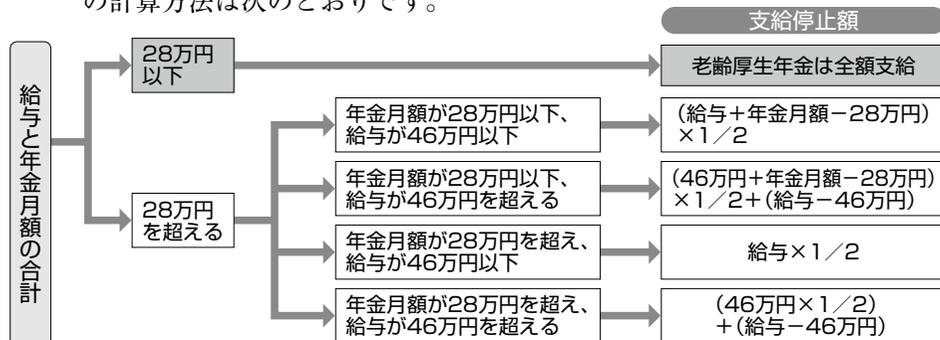
\*1 加給年金額、経過的加算は含みません。

\*2 給与とは「総報酬月額相当額」のことで、毎月の給料とその月以前1年間の賞与の総額の1/12を合わせた額。

## 支給停止額が決まるしくみ (平成23年4月から)

### 60歳以上65歳未満の方

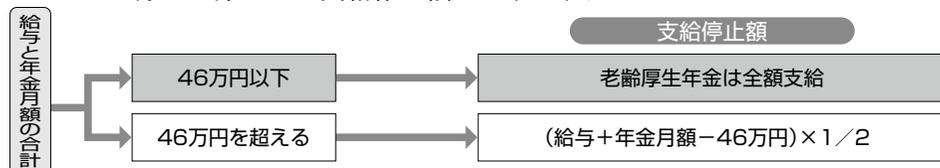
<支給停止額> 年金額と給与の合計が28万円を超える場合に支給停止の対象となります。停止額の計算方法は次のとおりです。



※当基金の年金は全額支給されます。

### 65歳以上の方

<支給停止額> 年金額と給与の合計が46万円を超える場合に支給停止の対象となり、46万円を超えた分の2分の1が支給停止額となります。



※(国の年金の) 老齢基礎年金、当基金の年金は全額支給されます。

## 平成23年度の年金額は物価の下落により0.4%減額

厚生年金保険や国民年金から支払われる年金は、老齢、遺族、障害のいずれも物価や賃金の変動に応じて毎年、額が改定されます。

これまで年金額は、平成12～14年度の物価下落時にも減額改定せず、特例として据え置かれていました。この据え置いた分が解消されるまで、その後に物価が上昇しても増額改定を行わない一方、年金額改定の基準となる平成17年の物価水準を下回ったときには減額改定されるしくみとなっています。

総務省が公表した平成22年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む)は、対前年比でマイナス0.7%となり、平成17年時点の物

価水準よりも0.4%下回りました。このため、年金額が5年ぶりに0.4%引き下げられることとなりました。

厚生労働省によると40年間保険料を納めて老齢基礎年金を満額うけている人の場合、一人当たり月額267円の減額となります。標準的なサラリーマン世帯では夫婦2人分で月額944円の減額となります。

### ●平成23年度の年金額(月額)

老齢基礎年金(満額・1人分)	65,741円
サラリーマン世帯の標準的な年金額 (厚生年金+夫婦2人分の老齢基礎年金)	231,648円

※夫が平均的収入(月額36万円)で40年間就業し、妻はその間すべて専業主婦を想定。

# 自分の年金加入履歴をいつでもインターネットで確認 日本年金機構が「ねんきんネット」サービスを開始

日本年金機構は2月末から、年金記録問題の再発防止策の一環として、年金加入者や年金受給者がインターネットで自分の年金加入履歴などをいつでも簡単に確認することができる「ねんきんネット」サービスを開始しました。

## 最新の年金加入履歴をいつでも簡単に確認 できるようになります

2月末から開始されたねんきんネットは、最新の年金加入履歴が一覧で表示され、未加入期間や未納期間の有無が一目で確認できます。また、社会保険庁時代から年金加入履歴を確認するためにネット上で作成することができた「私の履歴整理表」について、ねんきんネットでは表示されている質問に答えることで、より正確に作成できます。

さらに秋から、納付済保険料額を確認できたり、繰上げ受給する場合や在職老齢年金などの年金見込額を試算できるなど、順次サービスが追加される予定です。

## ネットが利用できればいつでもどこでも 年金記録を確認できます

ねんきんネットは、インターネットにつながる環境であれば、いつでもどこでも利用できるサービスです。自宅等のパソコンで利用する場合は、ユーザーIDとパスワードが必要です。IDとパスワードは、4月以降に届く「ねんきん定期便」に記載されているアクセスキーを使って取得します。日本年金機構のホームページの該当部分にアクセスキーを入力すればすぐに取得できます。なお、「ねんきん定期便」が届かない受給者の方にはアクセスキーを通知するお知らせが届きます。

また、年金事務所の窓口でも、ねんきんネットにより印字した年金記録をうけとるサービスが利用できるようになります。市区町村や郵便局の窓口でも利用できる場合があります。

※平成23年3月現在の情報で作成しています。

2月末からのサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入年金制度と納付状況</li> <li>● 加入年金制度の重複期間の有無</li> <li>● 標準報酬月額</li> <li>● Q &amp; A など</li> </ul>
------------	---

秋以降のサービス (順次実施予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金見込額試算</li> <li>● 納付済保険料額</li> <li>● ねんきん定期便等の各種通知の電子化</li> <li>● 死亡者の年金記録の検索 など</li> </ul>
----------------------	---

## 自宅等のパソコン<sup>\*1</sup>で利用する場合

### ID・パスワードを取得して利用

#### ■ ID・パスワードの取得方法

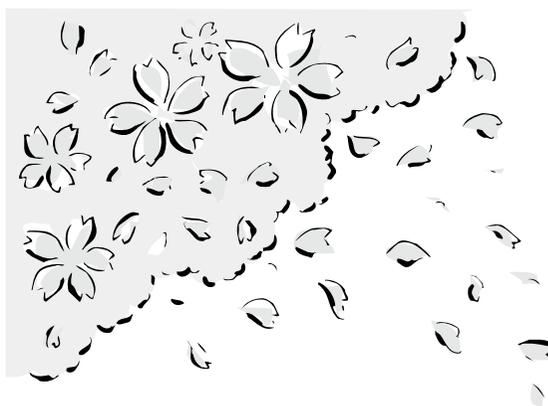
- ① 日本年金機構のホームページの該当部分にアクセスキー<sup>\*2</sup>を入力⇒即時取得
- ② 既存の年金個人情報提供サービスで申し込み⇒5日程度で発行・郵送

※1 ID・パスワードの取得だけであれば携帯電話からでも利用可能です。

※2 4月以降届く「ねんきん定期便」等で通知されます。

## 年金事務所等で利用する場合

窓口で基礎年金番号および本人確認を行って利用



## 解答 [クロスワードパズル]

1	サ	8	バ	ク	13	セ	16	イ		
	ワ		9	サ	11	リ	ヤ	18	ク	
2	ラ	5	ッ	ワ	ン		17	リ	ッ	
		6	ウ	ケ		14	ウ	ン		
3	サ	ジ			12	カ	イ	グ	19	イ
4	チ	ヨ	ク	ゼ	ン				ラ	
		7	ウ	チ		15	ク	テ	ン	

サクラゼンセン (桜前線)

# 住友ゴム連合企業年金基金の

# ホームページをご覧ください

加入者専用のページを開くには

ユーザー名：**srikikin**

パスワード：**10050**を入力してください。



## ホームページアドレス

<http://www.sri-kikin-kenpo.or.jp/kikin>



タテ・ヨコのカギをヒントにマス目を埋めて、クロスワードパズルを解いてみてください。最後に「四つ葉のクローバー」が入っているマス目に入る文字を組み合わせると、解答になります。

### ヨコのカギ

- 1 ゴビ——、サハラ——
- 2 物事を的確にこなす能力があること
- 3 スプーンのことです
- 4 本番——、胸がドキドキするなあ
- 6 面接官に——のよいスーツを着ていこう
- 7 福は——、鬼は外
- 9 相手を陥れるはかりごと
- 12 お祭りなので屋台でたこ焼きを——しちゃうかな
- 13 名字とも言います
- 14 ——を天に任せよう
- 15 「。」のことです
- 17 円周——、回転——、稼働——



1		8		13	16	
		9	11			18
2	5				17	
	6			14		
3			12			19
4		10				
	7			15		

- 1 魚偏に春と書く魚
- 3 ハッピーなこと。——多かれ
- 5 ぶつうであること。——国会
- 8 あることを初めて起こすこと
- 10 ——はわざわいのもと
- 11 日本風の漢字の読み
- 12 ゴホゴホ、あれ、ひいたかな?
- 13 春の七草の一種。
- 14 水田で栽培されます
- 16 片目でパチパチ
- 18 耳にキラリと光るアクセサリー
- 19 スニーカーもこれの一種
- 19 首都はテヘランです

### タテのカギ

クイズの解答は7頁をご覧ください。